

平成25年度第2回KYOMS外部有識者会議（旧第三者確認審査会） 摘録

日 時：平成26年2月28日（金），3月11日（火）

委 員：山田國廣委員長，井田玉枝委員，服部静枝委員（2月28日（金））

宇田吉明委員（3月11日（火））

※個別に実施

議 題：① 平成25年度上半期の実績値について

② 平成25年度KYOMSの取組状況について

③ 平成26年度の取組目標（案）について

④ 今後の取組予定について

－ 摘 録 －

<取組目標の設定>

○ 25年度取組目標の設定が8月にずれ込んだ理由は。

→（事務局）今年度，目標設定の考え方を大幅に見直したことにより，環境政策局内の調整に時間を要し，結果として事務局自らがシステムの効果的な運用に支障を及ぼした。26年度は年度当初に設定できるよう調整している。

○ 8月に厳しい目標を設定し取組期間を4月に遡ると，8，9月にしわ寄せが来て大変ではなかったか。

→（事務局）各局区等においては，4月から少なくとも例年通りの取組は行われており，特に大きな支障はなかった。

○ 全体目標を一律に各局区等に当てはめるのは，あまり望ましくない。

→（事務局）

・各局区等で自らの目標を設定し，それぞれで進捗管理を実施した方が取組に対するインセンティブの面からも好ましいと考えるが，現状として，取組に対する各局区等の姿勢に大きな差があり，実施できていない。

・KYOMSはオフィス系という同様の業務形態をとっている部署の取組であり，（各局区に特殊な事情があれば考慮する必要はあるが）一律の目標を設定することについて，一定の合理性はあると考えている。

○ ガソリンの使用量等について，外的要因により増減があるのであれば目標値の補正をするべきである。補正が難しいのであれば，走行距離や外勤の件数当りで算出し評価することも一つの方法である。

○ 目標の設定方法について，達成できそうにない高い目標を立てても効果は薄く，手の届きそうな目標を立てて着実に取組を進めることが重要である。そのためには，現状把握を徹底

し、実施できること（実施すべきこと）と実施できないこと（実施すべきでないこと）の区別を明確にすることが重要である。

- 目標は達成されることが望ましいが、未達成についてやむを得ない原因があり、実績が現状の実態と判断されるならば、次年度の目標は次のように設定するほうが現実的である。「未達成が当たり前」状態は避けるべきであり、場合によっては基準年度をリセットすることのも選択肢の一つである。

設定方法案１：当該年度をベースに－１％

設定方法案２：直近２年間の平均値に対し－１％

- 各局区等の環境関連施策の中から１つ選んで環境目標として設定し、KYOMSによるPDCAを回してはどうか。これを内部監査対象の項目の一つとすることにより、KYOMSの可能性が広がるのではないか。

<取組内容、方法>

- コピー用紙消費量について、必ずしも「消費量が多い＝無駄が多い」とは限らない。業務上必要な紙とそうでない紙の区別をする必要がある。
- ペーパーレスにした結果、業務の効果、効率が落ちるのであれば、実施しない方がよい。
- 取組目標を達成できなかった項目については、その要因となっている局区を特定し対策を打つ必要がある。取組推進の掛け声だけでは進まない。
- コピー用紙消費量削減について具体策は持っているか。案として、書類の電子化とよく言われるが、電子化しても実際プリントアウトしないと資料として使いづらく、結果コピー用紙の消費量は減らないケースが多い。
- マネジメントシステムの運用には情報の共有が重要である。各局区等の取組実績等について、公表することは次の取組に繋がる。
- 取組結果や監査結果については、各局区等を通して各所属にまで周知するなど「見える化」が大切である。
- 各局区等の担当者が１～２年で変わっていくと、自らの取組という意識が根付かず、効果的な取組にも繋がらない。
- 各局区等の「やらされている」感を払しょくすることが重要である。
- ごみの分別は表示が重要なポイントであり、分別が徹底できている部署の表示例をモデルとし、指摘された部署は表示の改善を是正策としてはどうか。
- グリーン購入率について、集計時の入力不備や提出遅れが発生しているが、工夫の余地はないのか。購入率は低くなるが、現在集計の対象外としている「環境対応品のないもの」も含めてすべてを集計対象としたうえで、目標率を設定してはどうか。

<研修>

- 内部環境監査員養成講座の実施時間について、半日では短過ぎる。
- 今年度、環境関連法規制に係る知識習得のため、廃棄物の適正処理に焦点を当てて担当部署

(事業系廃棄物対策室)にレベルアップ講座の講師を依頼しているが、良い取組である。

- レベルアップ講座について、区役所等で実地研修をしてはどうか。

<内部環境監査について>

- 事務局への報告遅延が多いようだが、原因は何か。
→ (事務局) 締切日についての担当者の認識が低いという原因とともに、上司の業務管理が機能していないという組織的な原因もあると考えている。
- 昨年に引き続いて同じ指摘を受けている区役所がある。改善されていないのではないか。
- 他の自治体で環境マネジメントシステムを担当している職員に監査員として来てもらってはどうか。監査を受ける側の緊張感が全く違うものになり効果が期待できる。同様の取り組みを行っている自治体もある。
- 内部監査は一般に甘くなりがちであるが、KYOMSでは全体的に厳しく実施されている。
- 内部環境監査員にとって、環境法令の監査は負担が大きいのか。
→ (事務局) 職員の多くは環境法令の知識を持っていないことから、負担は大きいと考えられる。
- 監査体制の整備、チェックシートの充実等、改善点は多いが、優先順位をつけて順に取り組まれない。
- 適用される環境関連法が多岐にわたることから、順守状況の監査については専門部署又は専門家が実施した方がよい。
- 環境関連法規制調査票について、項目が不足している部分がある。例えば重油を保管している場合、タンクが地上にあるのか、地下にあるのかによって確認項目が異なるが、そのあたりをチェックできる書式になっていない。
- 法的要求事項が明確になるよう、一覧表の工夫が必要。また、法規制調査については、毒劇法や消防法も入れる必要がある。

<全体・その他>

- 全体としてKYOMSは適正に実施されている。
- 2015年にISO14001の改訂が予定されており、リスクマネジメントが強化される予定である。今後、その動向も踏まえて取り組まれない。
- 内部環境監査委員会が出された意見は、それが今後の改善点そのものであると考えられる。事務局として重く受け止めてもらいたい。
- 取組の進ちょく管理、内部環境監査、各種研修等についてすべて事務局で実施するのは負担が大きい。内容と実情をよく把握したうえで、見直しの検討も必要である。
- 環境マネジメントシステムの運用は一度気を緩めると、引き締めるのは大変である。
- 外部有識者会議(旧第三者確認審査会)について、具体的にどのように見直すのか。
→ (事務局) 位置づけをより明確化したいと考えている。所掌事項が大きく変わるものではない。

- 実績報告の遅れ等について、各局、課においてKYOMSが自らの業務の一部として位置づけられていないのではないか。また、業務の中で優先順位が低く位置づけられているのではないか。
- KYOMSを効果的に運用するには、各担当者の負担を減らすことが重要である。
- 各局の担当者任せにせず、各局区等の局区長、部長が積極的に関わっていくべき。

以上